

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年7月までの期間及び49年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から同年7月まで
② 昭和49年8月

A市に住んでいた申立期間の国民年金保険料は、領収書は見付からないが、集金の方に渡しており、納付していると思うので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、昭和53年12月から56年8月までの期間については任意加入しているなど、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自宅に集金に来た人に納付したとしているところ、申立期間当時、A市では個別訪問して国民年金保険料の徴収を行う集金人が配置されていたことが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 9 月まで

私は、知人との会話から、国民年金保険料を納付していないことに危機感を覚え、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。

未納分の保険料については、A 市役所に相談して 2 回か 3 回に分割して納付したので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無いほか、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っている。

また、改製原戸籍の附票によると、申立人が A 市に転入したのは昭和 63 年 1 月 16 日であることが確認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳には、国民年金の欄に「B 社保」のゴム印が押され、住所の欄には A 市に転入した時点の住所が記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の取得年月日が同年 1 月前後となっていることから、申立人は、同年 1 月頃に A 市役所において国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点では、申立期間のうち、60 年 10 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、過年度納付が可能であるほか、オンライン記録によると、申立人は、当該期間直後の同年 10 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、先に時効が到来する 60 年 10 月から 61 年 9 月までの保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、A 市役所では、昭和 63 年頃、過年度保険料の納付書を窓口

備え付けていたと回答しており、申立人が国民年金の加入手続を行った頃に同市役所から過去の未納分の国民年金保険料を納付するよう勧められて、2回か3回に分割して保険料を納付したとする主張には不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和59年8月から60年9月までについては、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる時点では、時効により保険料を納付することができず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月及び3年1月

私は、平成2年12月の暮れにA市にあった株式会社Bを辞め、すぐにC町（現在は、D市）の実家に帰郷した。年が明けてから、C町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間に未納が無く、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の年金手帳及びD市の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成2年12月30日であることが確認できるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は3年1月21日にC町で払い出されていることから、その頃に国民年金の加入手続が行われたと推認され、申立人の「私は、平成2年12月の暮れに会社を辞め、年が明けてから、C町役場で国民年金の加入手続をした。」とする主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 7 月まで
② 平成 3 年 9 月

私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、国民年金保険料を金融機関で毎月きちんと納付していたと言っている。

領収書等は 10 年ほど前に現在の住所に移る時に処分したので残っていないが、申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の 2 番前の番号で国民年金被保険者資格を取得している者が、平成 5 年 8 月 16 日に 20 歳に到達していることから、申立人は、この時以降に加入手続を行ったものと推認できるところ、申立期間②直前の 3 年 8 月の国民年金保険料が、5 年 9 月 27 日に納付されており、申立期間②直後の 3 年 10 月から 5 年 3 月までの保険料が、同年 11 月から 7 年 3 月にかけて納付されていることを踏まえると、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を 5 年 9 月に行い、その時点で時効にかからない 3 年 8 月から 5 年 3 月までの月別の過年度納付書の発行を受けたものと考えられる。

また、申立人の母親は、昭和 52 年 2 月に国民年金に任意加入して以降 60 歳到達月の前月である平成 9 年*月までの国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間②の前後の保険料を毎月納付していながら、申立期間②の 1 か月だけを未納のままにしてい

たというのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられる平成5年9月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の年金記録を照会したところ、申立期間を含む昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月までは未加入期間であると回答があったが、私は、申立期間の国民年金保険料領収書を所持しており、納付したことは間違いが無いので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録は未加入期間とされているが、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料領収書を所持しているところ、指定金融機関の収納印が押されているなど、当該領収書に不自然な点は見当たらない。

もっとも、申立人は、昭和 53 年 4 月 1 日に申立人の夫が厚生年金保険に加入したことにより国民年金被保険者資格を喪失しており、当該喪失処理自体は国民年金法にのっとり適正になされたものと認められるが、金融機関に納付された申立期間の保険料は、当該処理に伴って還付の手続を行うべきところ、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、この期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格を喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和58年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月14日から同年5月25日まで

私のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は昭和58年5月25日からとされているが、同記録は、私が同社に入社し厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年3月14日を訂正した記録である。

私は、A株式会社に入社した時からの給与明細書を持っており、現在の厚生年金保険の資格取得日の記録に納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する給与明細書及びA株式会社の回答から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」は、昭和58年3月14日と記載されている。

一方、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿の記録をみると、申立人の資格取得日は昭和58年3月14日と記載されていたところ、同資格取得日は同年5月25日に訂正されていることが確認できる。しかしながら、この訂正記録が正しいとした場合、申立人の年金手帳を回収し資格取得年月日を変更する必要があるが、こうした変更手続はなされておらず、社会保険事務所における記録管理が

適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、A株式会社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日は、昭和 58 年 3 月 14 日と記載されており、同社は、「申立人は昭和 58 年 3 月 14 日に入社し、同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得する届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料も控除し、社会保険事務所に納付した。申立人の資格取得日を 58 年 5 月 25 日に訂正する届出はしていない。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日を訂正する合理的な理由は見当たらず、上記資格取得に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、昭和 58 年 3 月 14 日であったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日訂正前の記録により、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
私が持っている給与明細書では、申立期間の給与が38万から40万円ぐらい支給されているにもかかわらず、年金記録上の申立期間の標準報酬月額が24万円になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る給与明細書及び事業主が保管している賃金台帳（平成14年1月分以降）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年10月1日まで
私は、昭和51年4月にA株式会社に入社し、B事業所に派遣され、同年9月30日まで勤務していた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、昭和51年9月30日までA株式会社に継続して勤務したことが認められるが、オンライン記録によると、申立人は、同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年10月31日以降に当たる52年1月28日付けの被保険者資格喪失届に基づき、遡及して被保険者資格を喪失している者が申立人を含め計72人認められ、その主な内訳は、同年3月31日に遡及して資格を喪失している者が11人、同年4月30日に遡及して資格を喪失している者が33人、申立人と同様に同年5月31日に遡及して資格を喪失している者が21人などとなっている。

また、これら遡及して資格を喪失された72人の中には、それぞれの資格喪失日より後に標準報酬月額の随時改定及び定時決定が行われたことが記録されているところ、遡及して被保険者資格喪失手続が行われた結果、これらの随時改定及び定時決定の結果を取り消されている者は42人に及んでいることが確認できるほか、資格喪失後に健康保険被保険者証等の再

交付手続が行われた者が2人認められるが、かかる処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様に昭和51年4月1日に入社した同僚は、申立人は、同年9月30日まで当該事業所に勤務し、申立期間当時において、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和51年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録及びA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の昭和51年4月の記録から、9万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年4月から8年5月までを16万円、同年6月から同年9月までを17万円、同年10月から9年3月までを16万円、同年4月から10年3月までを20万円、同年4月から11年3月までを24万円、同年4月から15年4月までを28万円、同年5月を32万円、同年6月から18年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年9月26日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における18年9月から20年8月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月21日から20年9月26日まで
② 平成15年8月12日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年8月10日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年8月11日
⑦ 平成17年11月25日

平成7年4月から20年9月まで勤務したA株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、給与支給額に比べて標準報酬月額が低く記録されている上、賞与の記録が無いことが分かった。

給与明細書及び預金通帳の記録から、給与及び賞与の支給額が確認で

きるので、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月21日から20年9月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成7年4月21日から18年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年9月1日から20年9月26日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間のうち、平成7年4月21日から18年9月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の写しにより認められる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から、平成7年4月から8年5月までは16万円、同年6月から同年9月までは17万円、同年10月から9年3月までは16万円、同年4月から10年3月までは20万円、同年4月から11年3月までは24万円、同年4月から15年4月までは28万円、同年5月は32万円、同年6月から18年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の写しにより認められる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、並びに年金事務所が保管する平成16年及び17年に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、申立人に係る報酬月額は9万3,000円で届け出られていることが確認できることから、事業主は上記給与明細書及び預金通帳

の写しにより認められる保険料控除額又は給与支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間②から⑦までにおける標準賞与額について申し立てしているところ、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間に賞与と考えられる振込金額が確認できるものの、申立人は、当該賞与に係る明細書はもらえなかったとしており、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、申立人は、平成7年12月、9年8月及び同年12月に支給された賞与については保険料が控除されていたことから、申立期間②から⑦までの賞与からも保険料が控除されていたのではないかとして、7年12月、9年8月及び同年12月の賞与に係る明細書を提出しているところ、当該明細書には「社会保険」という項目の控除が確認できるものの、当該項目には、厚生年金保険料（特別保険料）、健康保険料（特別保険料）及び雇用保険料の内訳が無く、控除されている金額も当時の厚生年金保険、健康保険及び雇用保険のそれぞれの特別保険料率又は保険料率を基に算出した保険料額の合計金額には満たないことから、当該「社会保険」という項目の金額をもって、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

さらに、A株式会社には照会したが、当時の賃金台帳等の資料を全て滅失しているとしており、ほかに申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から⑦までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年9月26日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると9万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の写しから判断すると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人のA株式会社における平成18年9月から20年8月までの標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成20年5月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成19年12月から20年4月までの標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日から20年5月1日まで
私は、有限会社Aに勤務し、運搬業務に従事していた。

厚生年金保険の加入は平成18年9月1日からであるが、会社が倒産した20年4月30日まで継続して勤務しており、給与明細書からも厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、有限会社Aにおける申立期間当時の勤務状況等についての申立人の説明及び関係機関の回答から、申立人が申立期間において、有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録並びに年金事務所から提出された有限会社Aに係る「事業実態調査調査票」及び「滞納処分票」によると、社会保険事務所（当時）は、平成21年6月9日に、当該事業所が19年12月18日時点で事業の実態は無かったとして、職権により、同年12月19日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなる旨の処理を行い、同時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた申立人及び事業主が同日付けで被保険者資格を喪失する処理を行ったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所では、当該事業所が平成19年12月18日時点で事業の実態は無かったとしているところ、申立人が提出した20年1月から同年3月までの給与明細書によると、同年1月から同年4月まで（平

成 20 年 4 月分の保険料は、同年 3 月分の給与から控除) の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、関係機関では、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していない複数の従業員から平成 20 年 1 月分及び同年 3 月分の賃金未払の申告を受理し、同機関が当該事業所の実質的な事業主として確認した者(事業主の父)に対して是正勧告等を行ったと回答していることから、申立期間において当該事業所の事業実態はあったことが認められ、当該事業所は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、社会保険事務所は、当該事業所に係る平成 20 年の標準報酬月額額の定時決定を同年 11 月 7 日付けで保険者決定していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の指導経過をみると、平成 19 年 12 月に当該事業所への訪問等調査を行った以降、20 年 4 月 16 日に電話による確認を行い、同年 7 月 14 日に債務承認書及び納入誓約書を送付しているものの、その後、当該事業所への訪問は 21 年 1 月 6 日となっていることなどから、事業所に係る実態調査が十分に行われたとは考え難い。

なお、申立人は、当該事業所において運搬業務に従事していたと述べており、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所の役員とはなっていない上、社会保険事務所の「事業実態調査調査票」及び「滞納処分票」等においても会社経営や社会保険関係事務への関与は無かったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 21 年 6 月 9 日付けで行われた処理は事実に即したものとは考え難い上、申立人について、19 年 12 月 19 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、20 年 5 月 1 日であると認められる。

また、平成 19 年 12 月から 20 年 4 月までの標準報酬月額については、申立人の 19 年 11 月及び遡及訂正処理前のオンライン記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る平成19年7月6日の標準賞与額は5万円、申立期間④に係る20年7月4日の標準賞与額は13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る平成19年9月から同年12月までの標準報酬月額額は20万円、申立期間⑤のうち、20年8月1日から同年10月1日までの期間に係る同年8月及び同年9月の標準報酬月額額は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤のうち、平成20年10月1日から21年1月5日までの期間に係る標準報酬月額については、その決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、同年10月から同年12月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑥に係る標準賞与額については、平成20年12月5日に係る標準賞与額13万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月6日
② 平成19年9月1日から20年1月7日まで
③ 平成19年12月7日
④ 平成20年7月4日

⑤ 平成 20 年 8 月 1 日から 21 年 1 月 5 日まで

⑥ 平成 20 年 12 月 5 日

私が A 株式会社勤務していた期間のうち、ねんきん定期便における申立期間の保険料納付額は、給与賞与明細書で控除されている厚生年金保険料と相違しているため、実際の保険料控除額に見合う標準賞与額及び標準報酬月額を記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る平成 19 年 7 月 6 日、申立期間③に係る同年 12 月 7 日、申立期間④に係る 20 年 7 月 4 日及び申立期間⑥に係る同年 12 月 5 日の標準賞与額並びに申立期間②に係る 19 年 9 月 1 日から 20 年 1 月 7 日までの期間及び申立期間⑤に係る同年 8 月 1 日から 21 年 1 月 5 日までの期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あつせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①に係る平成 19 年 7 月 6 日、申立期間②に係る同年 9 月 1 日から 20 年 1 月 7 日までの期間、申立期間③に係る 19 年 12 月 7 日、申立期間④に係る 20 年 7 月 4 日、申立期間⑤のうち、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑤のうち、同年 10 月 1 日から 21 年 1 月 5 日までの期間及び申立期間⑥に係る 20 年 12 月 5 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準賞与額及び標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間①に係る平成 19 年 7 月 6 日、申立期間②に係る同年 9 月 1 日から 20 年 1 月 7 日までの期間、申立期間③に係る 19 年 12 月 7 日、申立期間④に係る 20 年 7 月 4 日、申立期間⑤のうち、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額及び標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額並びに報酬月額のそれぞれに見合う標準賞与額及び標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準賞与

額及び標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び④に係る標準賞与額については、申立人が所持する給与賞与明細書によると、当該期間に賞与が事業主により申立人へ支払われ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給与賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①に係る平成 19 年 7 月 6 日は 5 万円、申立期間④に係る 20 年 7 月 4 日は 13 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、当該期間に加えて申立期間⑥に係る申立人及び他の被保険者の標準賞与額の記録も無いことから、事業主は、給与賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額及び申立期間⑤のうち平成 20 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②に係る 19 年 9 月から同年 12 月までの期間は 20 万円、申立期間⑤のうち、20 年 8 月及び同年 9 月は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、i) 年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は 18 万円となっていることが確認できること、ii) 年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人が当該事業所において平成 20 年 3 月 16 日に被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額は 20 万円となっていることが確認できること、iii) 年金事務所が保管する「平成 20 年度算定基礎届未提出事業所あて提出促進の通知について」と題する起案文書及び 20 年 9 月から適用の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、同算定基礎届が当該事業所から提出されなかったため、申立人及び他の被保険者に係る標準報酬月額を従前の額と同額（申立人は 20 万円）で「保険者決定」したことが確認できることから、申立期間②、及び申立期間⑤のうち 20 年 8 月及び同年 9 月について、事業主は、給与賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③に係る標準賞与額については、申立人が所持する給与賞与明細書において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額（15万円）と一致していることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

他方、申立期間⑤のうち、平成20年10月1日から21年1月5日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年10月から同年12月までの期間は20万円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与賞与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、平成20年10月から同年12月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑥に係る標準賞与額については、申立人が所持する給与賞与明細書によると、標準賞与額13万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、平成20年12月5日に係る標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社B）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月21日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を27年3月25日に訂正し、25年4月及び27年3月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月21日から同年5月1日まで
② 昭和27年3月25日から同年4月1日まで

A社に継続して勤務した期間のうち、申立期間①については、同社E支社から同社C営業所に転勤になった昭和25年4月と、申立期間②については、同社C営業所から同社D営業所に転勤になった27年3月の厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないとの回答を年金事務所からもらった。

当時の給与明細書等はないが、転勤による異動があったとしても保険料は控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Bから提出された申立人に係る人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年4月17日にA社E支社から同社C営業所に、27年3月16日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、各異動日については、前述の人事記録によると、昭和 25 年 4 月 17 日及び 27 年 3 月 16 日と記載されているところ、オンライン記録によると、A 社 E 支社における資格喪失日は 25 年 4 月 21 日、同社 C 営業所における資格喪失日は 27 年 3 月 25 日となっていることから、同社 C 営業所における資格取得日を 25 年 4 月 21 日に、同社 D 営業所における資格取得日を 27 年 3 月 25 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 営業所における昭和 25 年 5 月及び同社 D 営業所における 27 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、25 年 4 月及び 27 年 3 月の標準報酬月額を 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社B）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から同年6月10日まで

A社に継続して勤務した期間のうち、同社D営業所から同社C営業所に転勤になった昭和35年5月の厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないとの回答を年金事務所からもらった。

株式会社Bから送付された人事カードのとおり、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Bから提出された申立人に係る人事カードにより、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に対し納付していないと認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、4万2,000円であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を4万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和50年10月1日から51年9月1日まで
③ 平成10年5月1日から同年11月1日まで

申立期間①については、株式会社AのB工場に勤務していた。標準報酬月額が2万6,000円となっているが、5万2,000円だと思う。

申立期間②については、株式会社C（後にD株式会社）に勤務していた。標準報酬月額が12万6,000円となっているが、14万2,000円だと思う。

申立期間③については、D株式会社に勤務していた。標準報酬月額が53万円となっているが、59万円だと思う。

それぞれの申立期間の標準報酬月額について納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額は5万2,000円であると主張しているところ、株式会社Aが保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得届」によると、申立期間①の標準報酬月額は4万2,000円であることが確認できるとともに、企業年金連合会の「中脱記録照会（回答）」及び「E厚生年金基金加入員台帳」によると、申立期間①の「報酬給与」は4万2,000円であることが確認できる。

また、株式会社Aは、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への資格取得の届書の様式は、複写式であった。」旨証言していること

から判断すると、社会保険事務所と厚生年金基金の記録が相違するとは考え難い。

さらに、株式会社AのB工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じ昭和46年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した17人のうち、申立期間①の標準報酬月額が4万2,000円である者は14人、3万6,000円である者は3人であることが確認できる上、申立人が同じ業務をしていたと記憶する同僚の標準報酬月額は4万2,000円となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、事業主は、標準報酬月額4万2,000円に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、申立人に係る株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正箇所等は見当たらない。

また、申立人が記憶している6人の同僚のうち「申立期間当時、申立人と同じ課でほぼ同じ働き方をしていたと思う。」旨証言している同僚1人は、申立人と同様に申立期間②の標準報酬月額が当該期間の直前の額から1万6,000円減額されていることが確認できる。

さらに、株式会社Cにおいて厚生年金保険被保険者資格を昭和49年7月1日に取得した者のうち、整理番号1番から200番までの標準報酬月額を確認したところ、50年10月1日の定時決定まで厚生年金保険被保険者記録がある187人中21人は申立人と同様に同年10月1日の定時決定で標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

申立期間③については、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、離職時賃金日額から申立期間③当時、1か月の賃金は約53万円であったことが推認できる。

また、申立人と同様に本社に勤務していた同僚が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の当該同僚の当時の標準報酬月額に基づき算出される保険料と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時、管理職をしていたとしているところ、当該同僚が所持する「月例賃金について（社長から管理職各位宛）」によると、「業績悪化により管理職の基本賃金を1998年1月分（2月25日支給）から会社収益が改善されるまでの間10パーセントカットすることにした。」旨の記載が確認でき、これを申立人のオンライン記録と照らし合わせると、標準報酬月額が減額された時期や額が一致することから、申立人についても当該賃金カットにより、申立期間③の標準報酬月額が減額され

たことが推認される。

加えて、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額記録に遡及訂正や取消処理は行われておらず、不自然な点は見当たらない。

その上、申立期間②及び③について、D株式会社の事業を承継したとするF株式会社では、「本件に関する資料は一切残っていない。」旨回答しているほか、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成8年10月から9年8月までを24万円、同年9月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から9年10月1日まで
② 平成9年11月28日から同年12月初旬まで

株式会社Aで厚生年金保険に加入している期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は13万4,000円となっているが、給与支給明細書に記載された給与支給額と相違しているため、給与支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

給与支給明細書によれば、平成9年11月分の給与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の保管する株式会社Aの給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生

年金保険料控除額から、平成8年10月から9年8月までは24万円、同年9月については28万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において当該事業所の代表取締役であった者は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人から提出された株式会社Aの給与支給明細書によれば、当該事業所の厚生年金保険料控除は翌月控除であったことが確認できる上、申立人の平成9年11月給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は前月の同年10月分保険料であることが確認できる上、同年12月給与支給明細書には厚生年金保険料の記載が無い。

また、雇用保険の加入記録では、申立人の当該事業所の離職日は平成9年11月27日であることが確認でき、オンライン記録における申立人の資格喪失日（平成9年11月28日）と合致する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年12月は56万円、9年1月から同年11月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年12月1日まで

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成8年12月から9年11月までは給与が月額56万円支給されていたが、社会保険事務所（当時）の説明によると、当該期間の標準報酬月額が9万2,000円になっているとのことであった。

当該期間については給与が56万円支給されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年12月は56万円、9年1月から同年11月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年12月1日）の後の10年3月5日付けで、8年12月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「取締役になったのは、登記するのに役員の人数が不足だから名前を貸してほしいと言われたからである。」と述べており、自身の当該事業所での職務内容については、「役所回り等であり、給与計算や社会保険の届出には関与していない。」としている。

さらに、当該事業所の代表取締役は、既に死亡していることから当時の

状況を確認することはできないが、申立人の主張等から判断すると、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、申立人が当該標準報酬月額に係る遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年12月は56万円、9年1月から同年11月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 6 月まで

私は、昭和 57 年 8 月 22 日に A 株式会社を辞めて、すぐに B 町役場（現在は、C 市役所）に行って国民年金と国民健康保険の加入手続をし、国民年金保険料は、口座から引き落としで納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月 22 日に A 株式会社を辞めてから、直ぐに B 町役場に行って国民年金の加入手続をしたとしているが、同町の国民年金被保険者名簿で確認できる申立人の国民年金被保険者資格の再取得年月日は、D 株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同じ 62 年 3 月 4 日となっており、この再取得年月日はオンライン記録の資格取得年月日と一致している上、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月 31 日に払い出されていることが確認できるものの、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の口座があった金融機関では、国民年金保険料収納記録を保存していないとしており、納付の事実を確認できない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から同年 10 月までの期間、58 年 5 月から同年 10 月までの期間、61 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 5 月から同年 10 月まで
③ 昭和 61 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間①から③までについては、会社を退職後、すぐに国民年金保険料の納付書が送付されて、納付するようにとの連絡があった。納付しない場合は、差押えがあると納付書に記載があり、各申立期間の保険料をそれぞれ一括で納付したが、申立期間の納付記録が無い。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、退職後に自分で役所に行って国民年金の再加入の手続を行ったことは無く、自動的に納付書が送付されてきたので国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間において再加入した記録は記載されておらず、オンライン記録においても未加入期間となっている。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）でも各申立期間は未加入期間であり、加入手続を行わずに申立人に対して納付書が発行されたとは考え難く、各申立期間は国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと推認される。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から同年12月まで

私は、当時勤めていた会社を退職した時に年金や健康保険の切替えの手続をしないといけないと知り、健康保険は任意継続し、国民年金はA市B区役所に出向いて加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録によると、申立人が平成3年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、4年1月27日に同資格を喪失したとする処理が、10年9月22日付けで行われていることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人が所持する年金手帳では、国民年金手帳記号番号及び「初めて被保険者となった日」が空欄となっており、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請をしたはずだが、年金記録では、当該期間の保険料は未納となっている。

免除申請を行ったことは間違いないので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録には、申立人に係る昭和57年10月以降の国民年金保険料免除期間が記録されているが、当該記録に申立期間に係る免除申請が承認された形跡は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）にも、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間は3年度にわたっており、仮に申立人が免除申請を行ったとすると3回の申請が必要となるが、事務処理の機械化がなされた申立期間当時において、行政が3年度にわたり連続して事務的過誤を繰り返し、申立人に係る免除申請記録が脱漏したとは考え難い。

加えて、オンライン記録には、申立人について、平成4年4月に所在が不明となり、5年3月に所在が判明したことが記録されているが、仮に申立人が平成4年度に係る免除申請を行ったのであれば、その時点で申立人の住所が判明したはずであり、申立人が同年度に係る免除申請を行ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書、日記等）は無く、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月

私は国民年金保険料を納め忘れたことは無かったと考えていたが、年金記録を確認したところ、昭和 60 年 5 月が未加入とされていることが分かった。

申立期間について、A市役所（当時）の窓口で1か月分（約 6,000 円）を納付したのは事実なので、国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、申立期間に国民年金に加入したとする記載が無く、申立人は、昭和 54 年以降住所に変更が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間における国民年金の被保険者資格の記録が無いことから、申立期間は未加入期間であり、納付書の発行や納付勧奨は無く、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 6 月まで

平成 2 年 6 月に A 市（現在は、B 市）の実家に戻ってきてから、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、20 歳の時からの国民年金保険料を遡って納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が平成 2 年 7 月 11 日に払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人に対して同年 7 月 17 日に過年度納付書が作成されていることが確認できるとともに、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年 9 月 5 日に、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料がまとめて過年度納付されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、過年度納付された時点において昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、時効により納付することができないことから、平成 2 年 11 月 8 日に還付決議がなされ、同年 11 月 16 日に当該期間の保険料を還付するため、申立人の父親の金融機関の口座に還付金を振り込むことを知らせる支払通知書が作成されたことが確認でき、この一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効に

より納付することができず、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和62年3月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年6月まで

私は、平成2年3月に会社を退職し、同年7月に再就職するまでの間に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の16番前の者が平成5年9月2日に20歳で国民年金被保険者資格を新規取得していることから、申立人は、それ以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、同年9月14日に、申立人の2年3月21日の国民年金被保険者資格の新規取得、同年7月1日の同資格の喪失、5年9月1日の同資格の再取得の処理が併せて行われていることが確認できる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される平成5年9月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から63年3月まで

私が20歳の時は大学生だったが、両親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。

私の姉についても、両親が、姉が20歳になってから就職するまでの国民年金保険料を納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が学生であった時に、申立人の両親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の公的年金の加入記録は共済組合だけであり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立人の姉も20歳になった昭和57年*月から59年3月までの間は、国民年金の未加入期間とされている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立人自身は加入手続きや保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年3月まで

私が20歳になった昭和41年*月頃に、両親が、私の国民年金の加入手続を行った。当時、母親が、町内会で国民年金保険料の集金人を務めていたので、息子である私の保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、昭和41年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は43年5月11日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その母親が集金人を務めていた町内会を通して申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度保険料となるころ、A町で昭和47年頃に国民年金を担当していた元職員からは、町内会等の納付組織で集金していたのは現年度保険料だけであったとの証言を得ている。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間に係る納付記録欄には「未納」の印が押されており、補記欄には、第2回特例納付期間（昭和49年1月から50年12月まで）に納付案内が行われたことをうかがわせる記載が確認できることから、申立期間当時は未納であったと考えられる上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとしている申立人の両親は既に死亡しており、保険料の納付状況等は不明である上、両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成5年9月

私の国民年金保険料納付記録について年金事務所に照会したところ、申立期間は未納であるとの回答を得た。

当時、たとえ1か月でも納付義務があると知り、A市役所の窓口で国民年金保険料を納付したと記憶しているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者としての地位の確認は、平成8年7月以降に遡って行われたことが確認でき、また、7年7月から8年3月までの国民年金保険料は同年7月29日にまとめて納付されている。このことを前提にすると、同年7月以降に地位の確認が行われるまでは、申立期間①及び②は、国民年金第3号被保険者の期間とされ、国民年金保険料は納付されていなかったこととなり、当該地位の確認が行われた時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できないこととなる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、夫が転職していたことを知らなかったとしているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで

私の A 株式会社（現在は、B 株式会社に合併）における標準報酬月額は、昭和 57 年 5 月から 58 年 9 月までの期間は 17 万円であったが、同年 10 月から 59 年 7 月までの期間は 16 万円となり、同年 8 月から 60 年 3 月に退職するまでの期間は 18 万円となっている。

申立期間に標準報酬月額が下がるということは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業を承継した B 株式会社では、会社合併後も引き続き勤務している者の資料は保管しているが、それ以前に退職した者の資料は保管していないと回答している上、当時の事業主も、人事記録及び社会保険関係資料は合併以前に処分されているので、当時のことを確認できる資料は無いと回答している。

また、申立てに係る事業所の当時の経理担当者は、「申立人が勤務していた事業所は、当時は社員が 2 名で、残業手当が給与の中で大きなウエイトを占めていたと思う。退職して期間が経過しているので記憶が不確かだが、計算については間違いはないと思っている。」と回答している上、申立人と一緒に勤務し、同種の仕事をしていた元同僚も、「当時は残業手当の割合が大きかった。」と証言していることから、申立期間に係る標準報酬月額の定時決定をする際に給与の月額に変動があったことも考えられ、オンライン記録によると、申立期間に係る元同僚の標準報酬月額も申立人と同様に低くなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の一部（昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで）に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料として、昭和 58 年分の源泉徴収票を所持しているところ、当該源泉徴収票における「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、申立人が主張する標準報酬月額（減額が無いと仮定した 17 万円）で試算した社会保険料額よりも低額であることが確認できる上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年10月1日まで
私は昭和60年4月から株式会社Aに勤め、退職まで年棒520万円（賞与100万円、給与420万円（月35万円））を支給されていた。

しかし、年金記録では、株式会社Aでの厚生年金保険加入期間である約11年間のうち、昭和60年10月から61年9月までの1年間だけ、標準報酬月額がほかの期間の36万円と相違して30万円と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は昭和60年10月から30万円に引き下げられているところ、申立人が保管する同年及び61年分の所得税の確定申告書に記載されている株式会社Aにおける給与収入金額は、申立人が主張する年俸額と同額又は上回る額であることが確認できる。

しかし、昭和61年分の確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、41万7,920円と記載されており、その内訳を試算したところ、申立期間の標準報酬月額を30万円とした場合に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和60年10月の定時決定で30万円に改定されているが、当該決定は通常は同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3か月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて算定するものとされている。しかし、申立人の場合、同年5月分の報酬支払基礎日数が20日未満のため、5月分の給与支払額を標準報酬月額の算定に加えず、6月及び7月の2か月分の

給与支払額で決定すべきであるが、オンライン記録の標準報酬月額は3か月分の給与支払額に基づき算定された額と一致している。

さらに、株式会社Aでは、申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄しているため、当時の厚生年金保険の届出状況及び保険料控除の状況等は不明であると回答している。

加えて、オンライン記録と申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの処理もみられず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から 52 年 5 月 1 日まで
② 昭和 52 年 6 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

私は、本社がA県にあったB株式会社のC工場で昭和 48 年 1 月から 53 年 12 月に退職するまで製造と組立ての仕事をしていた。C工場のあったD市から長期出張していた際に負傷して1か月ぐらいA県の病院に入院したことがある。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等に関する記憶、元同僚の証言及び取引先等関係事業所の回答から、申立人がB株式会社C工場（以下「C工場」という。）に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人は、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 52 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失していることが確認できるものの、B株式会社は 55 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主、取締役及び申立人が記憶しているC工場長も既に亡くなっているため、申立期間の勤務状況等について確認することができない。

また、申立人がC工場に同時期に採用され、一緒に勤務していたとする複数の元同僚についても、オンライン記録上、B株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が見当たらない上、当該同僚の所在が不明であることから、当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録でB株式会社に厚生年金保険の加入記録があ

り、申立人がC工場と一緒に働いていたとする元同僚に申立人の当時の勤務状況等を照会したところ、複数の元同僚は申立人が働いていたことは記憶しているものの、具体的な勤務期間及び保険料の控除等については不明であると回答している。

加えて、申立期間及び当該事業所における厚生年金保険加入期間について雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人がC工場に勤務していた期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで

私は、株式会社A（申立期間当時は、B事業所）に昭和 46 年 7 月頃入社した。入社 3 か月後ぐらいに事業主の妻から「厚生年金保険に入れておいた。」と言われたのに、申立期間の年金記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主の名前や家族構成など申立期間当時の状況について記憶していることから、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aの元事業主に申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会したが回答が得られない上、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 1 月 5 日からであり、同日以前に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している 12 名のうち 6 名に照会したところ、元役員を含む 3 名から回答があったが、いずれの者も申立期間後に入社したと回答しており、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、上記元役員は、自身の株式会社Aにおける厚生年金保険の加入時期について、当該事業所が法人となった昭和 53 年 7 月以降であり、厚生年金保険料が控除されるようになったのは当該事業所が厚生年金保険に加入した後である旨回答している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人に「厚生年金保険に入れておいた。」と言ったとする元事業主の妻の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 1 月 5 日であり、同日以前は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月頃から同年 11 月頃まで

私は、A市に本社があった株式会社Bの下請会社だったC事業所で、申立期間当時、D県とE県の工事現場で働いていたが、昭和34年10月下旬頃に病気加療のため、F市に帰り、病院で手術した際に健康保険証を使用し、退院後は失業保険を受給したので、厚生年金保険に加入していないはずがないと思う。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に本社があったとする元請会社の株式会社B及び自分が勤務した下請会社のC事業所の所在地を記憶していないため、商業登記簿及びオンライン記録で両事業所を特定することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所で、A市並びにD県、E県、及び両県に隣接する計8県に所在した類似した名称が付く事業所の事業所別被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人が一緒に働いていたとする上司（故人）は、国民年金にのみ加入しており、申立期間当時は未加入となっていることが確認できる。

加えて、申立人が記憶する同僚の氏名は、上記の類似した名称が付く4事業所の事業所別被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない。

このほか、申立人が昭和34年に病気で入院したとするF市の病院に照

会したが、当時のカルテ等は保存していないため、申立人が使用したとする健康保険証の種類を確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私が勤務したA株式会社(現在は、B株式会社)での厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、年金事務所の記録によると昭和 49 年 3 月 31 日となっているが、自分としては、同年 3 月末まで勤めたことに間違いがないので、同年 3 月分が被保険者期間になっていないことは納得できない。同社での資格喪失年月日を同年 4 月 1 日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社に勤務していた同僚 10 人に照会したところ、回答のあった7人のうち5人は、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたと回答しているが、申立人の退職時期を明確に記憶している者はいない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の記録を確認したところ、A株式会社の離職日は昭和 49 年 3 月 30 日であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 3 月 31 日であることと合致している。

さらに、B株式会社では、当時の資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険に係る被保険者資格喪失年月日や当時の保険料控除の状況は確認できないとしており、当時の事務担当者も申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日や当時の資格喪失日の取扱いについては記憶していないとしている。

このほか、A株式会社が加入していた健康保険組合では、資料の保存期間が経過しているため、申立人の加入期間は確認できないと回答しているなど、申立期間に係る申立人の勤務実態を明らかにできる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。